令和 6 年度 第 3 回 琴浦町農業委員会総会議事録

日　時	令和 6 年 6 月 10 日（月）　午後 2 時 30 分			
場　所	琴浦町役場分庁舎 3 階 会議室			
出席委員 （13 人）	1 番 安谷 潔美	2 番 石賀 英男	3 番 村上 隆	4 番 幅田 高広
	5 番 丸山 環	6 番 小前 茂雄	7 番 久米 繁好	8 番 中本 敏彦
	9 番 足立 紀美世	10 番 前田 正秀	11 番 伊藤 英之	12 番 潮 智博
	13 番 福田 昌治			
欠席委員 （0 人）				
出席推進委員 （12 人）	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	三浦 勝美	松本 芳己	桑本 慎吾	徳丸 理彦
	入江 敏朗	澤田 光秋	秦野 英作	山本 智彦
欠席推進委員 （0 人）				
事務局	事務局長 毎田 陽子、主事 田中 登志雄			
提案議案	議案第 11 号　農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 12 号　農用地利用集積計画の決定について 議案第 13 号　農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 議案第 14 号　令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況 その他事務の実施状況の公表の承認について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和６年度 第３回琴浦町農業委員会総会を開催します。 初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
全員	（農業委員会憲章の唱和）
議長	成立宣言を事務局にお願いします。
事務局	ただ今の出席委員は１３名です。農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、令和６年度 第３回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。以上です。
議長	議事録署名委員の指名ですが、９番 足立委員、１０番 前田委員にお願いします。 それでは議事に入ります。議案第１１号 農地法第５条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	１ページから４ページをご覧ください。議案第１１号 農地法第５条の規定による許可申請について 農地法第５条第１項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。 申請番号１番 権利の区分は使用貸借権の設定。農地の所在 大字美好[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積９８５㎡。貸人は琴浦町内の個人、借人は琴浦町内で自動車整備及び販売業を営む法人です。施設の概要は駐車場、申請事由は「駐車場整備のため」となっています。 農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。また、申請地は農用地区域内に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請手続きを行い、令和４年１２月２８日付で県の許可済みとなっています。なお、申請地の現況は休耕です。 転用事由の詳細について説明します。転用事業者となる借人は、自動車整備及び修理、販売、車検業務等の事業を行う法人で、道路を挟んで申請地南側に隣接する本社敷地の空きスペースを、整備・修理・車検用車両及び社用車の駐車場として利用しておられました。しかし、昨年９月に車検場及び修理工場を新設されたことにより、現在の駐車スペースでは手狭になってきたことから、法人の代表取締役の父親である貸人が所有する申請地を使用貸借し、駐車場用地に転用することを計画して申請をされたものです。 工期は、許可日から３ヶ月を予定されています。 土地造成については、表土の上に真砂土を５ｃｍ程度敷いた後、砕石を約１５ｃｍ敷きならして整地を行う計画となっています。 資金調達計画については、埋立整地費が[redacted]円で、それに見合う金融機関の預金残高証明書が添付されています。 被害防除計画について説明します。申請地では、北側隣接農地及び西側排水路との境界から１ｍ距離を取って整地し、北側部分と西側部分に

	は土羽打ちを行ったうえで西側排水路に向けて全体勾配を１％取り、その排水路に直径１０ｃｍの雨水用暗渠排水管の敷設を計画されているため、北側隣接農地への土砂の流入や堆積はないものと考えます。 　また、転用目的が駐車場整備であるということから、隣接農地への日照及び通風については特に影響はないと考えますし、県道側に現状のまま使用できる既存の通作路がありますので、隣接農地への通作についても問題はないものと考えます。 　農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良事業が施工されている、１０ｈａ以上の一団の農地の区域内に位置していることから、「第１種農地」に該当するものと考えます。 　許可根拠規定について説明します。今回の申請は既存施設の拡張を目的としたもので、施設の機能維持及び拡充等を図るために既存施設に隣接する土地において整備される施設で、拡張部分となる申請地の面積が既存敷地面積３，２６４㎡の２分の１を超えない９８５㎡であり、「既存施設の拡張」の要件に該当していることから、転用はやむを得ないと考えます。以上です。
議長	現地確認の報告をお願いします。
幅田委員	６月４日に入江委員、地区担当の丸山委員、毎田事務局長、私の４人で現地確認を行いました。 　２ページと３ページの説明図にもありますように、申請地は美好集落の東側に位置し、東側は県道、西側は水路、南側は町道、北側は農地に接する何も耕作されていない農地で、現在は機械での耕耘のみがしてありました。先ほどの事務局の説明にもありましたが、申請地南側の会社敷地内駐車場には整備用などの車両が多数駐車されており、現在の敷地ではかなり狭いように見受けられました。 　申請地西側の水路に向けて暗渠排水管の設置を計画されていること、舗装は行わずに砕石を敷きならす程度の整地を計画されていることから、雨水の流れについては特に影響はないと考えますし、土地造成も北側隣接農地との境界から１ｍ離して行われるということで、周辺農地の営農への影響もないと考えますので、転用を許可しても問題はないと感じています。以上です。
議長	事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （質問等無し） 　質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。 （挙手多数） 　賛成多数ということですので、原案どおり県に進達することと決定いたします。

	続きまして議案第１２号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。
事務局	５ページをご覧ください。議案第１２号 農用地利用集積計画の決定について 次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法附則第５条の規定に基づく旧農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定により、本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。 申請番号２５１番 農地の所在 大字浦安[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積８３８㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者です。１０ａ当りの借賃は[redacted]円、始期は令和６年６月１１日、終期は令和９年６月１０日、期間は３年間で再設定、内容は飼料となっています。 申請番号２５２番から、９ページの申請番号２６８番までの外７件についてはご覧のとおりです。なお申請番号２６８番につきましては、本来であれば申請番号は２５８番となるところですが、申請番号を決定するタイミングが使用貸借と前後してしまったため、議案作成システムの都合上申請番号が２６８番となっていますので、ご了承をお願いしたいと思います。 １０ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。 申請番号２５８番 農地の所在 大字古長[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積６６１㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人は琴浦町外の個人、借受人は琴浦町内の個人です。１０ａ当りの借賃は無償、始期は令和６年６月１１日、終期は令和９年６月１０日、期間は３年間で新規、内容は野菜となっています。 申請番号２５９番から、１４ページの申請番号２６７番までの外９件についてはご覧のとおりです。 １５ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。 申請番号４番 農地の所在 大字別宮[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積２，５２８㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者です。利用目的は水稲、売買価格は１筆全体で[redacted]円、１０ａ当りでは約[redacted]円、移転時期及び引渡時期はともに令和６年６月３０日となっています。 以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （松本委員より挙手あり）
松本委員	１０ページの申請番号２５８番について質問します。借受人の方の貸

	付面積が１３，０４５㎡となっていますが、借入面積の間違いではないでしょうか。
事務局	貸付面積で間違いはありません。なお、今回の申請は自家用野菜の耕作を目的としたものだと聞いています。
松本委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。
	（三浦委員より挙手あり）
三浦委員	特定の申請に対しての質問というわけではありませんが、畑地化促進事業の対象となった農地が議案に掲載される場合、登記簿地目は田、現況地目は畑という形で掲載されるのでしょうか。もしそうでなければ、事業の対象となった農地が分かるようにした方が良いと思いますが、そういった対応は可能でしょうか。
事務局	議案上で個別に現況地目を変更することは可能だと思いますが、現在使用しているシステム上で、畑地化促進事業に申請のあった農地との紐づけ作業ができるかどうかについては、検討をしてみなければ分かりません。
三浦委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。
	（村上委員より挙手あり）
村上委員	７ページの申請番号２５６番について質問します。借受人の経営面積が２，１００㎡しかありませんが、新規就農をされた方なのでしょうか。
	４～５年前にイチゴ栽培で新規就農をされた方です。
議長	分かりました。
村上委員	その他に何か質問等はありませんか。
議長	（質問等無し）
	質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。
	（挙手多数）
	賛成多数ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。
	続きまして議案第１３号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてですが、関係委員に該当する三浦委員は退席をお願いします。自分も関係委員に該当するため退席しますので、議長を中本会長職務代理者に交代します。
	（三浦委員、福田会長の退席を確認）
	（中本会長職務代理者に議長を交代）
	議案第１３号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について 事務局の説明をお願いします。
議長	１６ページをご覧ください。議案第１３号 農用地利用集積等促進計画

事務局	案に対する意見について 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画案に対する意見を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。 申請番号４０番 農地の所在 大字福永[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積３，０４７㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の農地所有適格法人で認定農業者、転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。１０ａ当りの借賃は[redacted]円、始期は令和６年８月１日、終期は令和１１年７月３１日、期間は５年間で再設定、内容は野菜となっています。 申請番号４１番から、２４ページの申請番号５６番までの外１６件についてはご覧のとおりです。 ２５ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。 申請番号５７番 農地の所在 大字篦津[redacted]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積２，３９０㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人は琴浦町内の個人、借受人は琴浦町内の個人で認定農業者、転貸人は鳥取県農業農村担い手育成機構です。１０ａ当りの借賃は無償、始期は令和６年８月１日、終期は令和１１年７月３１日、期間は５年間で新規、内容は飼料となっています。 申請番号５８番についてはご覧のとおりです。 以上につきましては、農用地利用集積等促進計画案を琴浦町から農地中間管理機構に提出するにあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定に基づき、本委員会に意見を求めるものになります。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （質問等無し） 質問等が無いようですので、異議なしとすることとします。 （三浦委員、福田会長の復帰を確認） （福田会長に議長を交代）
議長	続きまして議案第１４号 令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の承認について 事務局の説明をお願いします。
事務局	別冊の資料をご覧ください。議案第１４号 令和５年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表の承認について 農業委員会等に関する法律第３７条に基づく農業委員会事務の実施状況の公表を行うため、別紙の令和５年度農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、本委員会の承認を求めます。 初めに概要について説明します。農業委員会等に関する法律 第３７条に基づき、農地利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会の事務の

	実施状況について公表することが義務づけられており、令和８年度を目標年度とする「琴浦町農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を具体化するための、前年度の活動計画の実施状況について点検、評価を行い、毎年６月末までに町ホームページで公表する必要があるため審議をお願いするものです。 　なお、議案の説明は要点のみとさせていただきます。 「Ⅰ農業委員会の状況（令和５年４月１日現在)」について説明しますので、２ページをご覧ください。 「１農業委員会の現在の体制」については、令和５年８月に行われた改選以前の琴浦町農業委員会の体制を記載しています。 「２農家・農地等の概要」について説明します。左側の「経営体数」の表と中央の「農業者数」の表については、５年に一度行われている農林業センサスに基づいて作成したもので、令和２年に行われたものが最新のデータとなっています。右側の「経営体数」の表は、農業の担い手である個人及び法人の数を示したもので、農林水産課の資料に基づいて作成しています。 　下段の「耕地面積」については、田１，５００ｈａ、畑１，２４０ｈａ、合計２，７４０ｈａとなっています。これは令和５年４月１日現在の町内の農地面積を示したもので、農林水産省が毎年行っている「耕地及び作付面積統計」に基づいて作成しています。 「Ⅱ最適化活動の実施状況」の「農業委員会の実績及び点検・評価結果」について説明しますので、３ページをご覧ください。 「１最適化活動の成果目標」の「（１）農地の集積」について説明します。 「①現状及び課題」については、管内の農地面積が２，７４０ｈａ、これまでの集積面積が９８４ｈａ、集積率が３５，９％となっています。 「②目標」については、農地の集積の目標年度を令和１０年度、集積率を４３．８％、令和５年度の新規集積面積を２０ｈａ、今年度末の集積面積（累計）を１，０５２ｈａ、集積率を３８．４％に設定しています。 「③実績」については、令和５年度の新規集積面積が１１．９ｈａ、今年度末の集積面積（累計）が１，０３５ｈａ、今年度末の集積率が３８．６％、目標に対する達成状況が１００．５％となりましたが、目標としていた今年度末の集積面積（累計）１，０５２ｈａからは１７ｈａ下回る結果となっています。 　農業委員会の点検結果については、「関係機関と連携して農地の利用集積に向けた掘り起こし活動や担い手へのあっせんに努めたが、新規集積面積は目標を達成することができなかった。」としています。 「（２）遊休農地の発生防止・解消」について説明します。 「①現状及び課題」については、令和４年度に実施した農地利用状況調査で判明した遊休農地の状況を記載しています。

	「②目標」の「ア既存遊休農地の解消」について説明します。「ａ緑区分の遊休農地の解消」については、令和３年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積を５２．８ｈａ、緑区分の遊休農地の解消目標面積は、令和３年度の利用状況における緑区分の５分の１の１０．６ｈａに設定しています。 ４ページをご覧ください。「ｂ黄区分の遊休農地の解消」については、令和３年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地面積が３．８ｈａ、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針を、「農用地：新規貸付による遊休農地の解消・自己保全管理の促進」、「農用地区域外：多目的用途の利用への誘導」としています。 「イ新規発生遊休農地の解消」については、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地解消目標面積を１３．９ｈａとしています。 「③実績」の「ア既存遊休農地の解消」について説明します。「ａ緑区分の遊休農地の解消」については、今年度の緑区分の解消実績面積が８．９ｈａ、今年度の目標に対する達成状況が８４．０％、黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定状況は、「農用地：新規貸付による遊休農地の解消・自己保全管理の促進」、「農用地区域外：多目的用途の利用への誘導」でありました。 「イ新規発生遊休農地の解消」については、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地解消実績面積は３．０ｈａでした。 「④その他」については、令和５年度の農地利用状況調査及び意向調査の実施結果等を記載しております。調査実施時期は令和５年８月～１０月、１号遊休農地が１２６．６ｈａ、うち緑区分の遊休農地は１１１．８ｈａ、うち黄区分の遊休農地は１４．８ｈａとなっています。 農業委員会の点検結果については、「遊休農地について、貸付や営農再開、保全管理開始により解消した面積もあったことから、一定の解消実績があった。」としています。 「（３）新規参入の促進」について説明します。 「①現状及び課題」については、令和２年度から令和４年度までの３年間の新規参入者数と経営面積を記載したもので、農林水産課の資料に基づいて作成しています。なお「新規参入者」とは、親元就農や法人雇用以外の形態で新規就農をされた方のうち、農地の権利を取得している農業参入者のことをいいます。 「②目標」については、平成３０年度から令和２年度までの３年間の権利移動面積の平均を２１７．４ｈａ、新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を、その１割に当たる２１．７ｈａとしています。 「③実績」について説明しますので、５ページをご覧ください。 新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した

	農地の面積は４６．０ｈａ、目標に対する達成状況は２１１．６％としています。なお、この面積は令和６年４月の農業委員会協議会資料に掲載されている、農地出し手情報全農地の面積を合計したものです。 　新規参入者の参入状況については、参入経営体数が１経営体、取得農地面積が０ｈａでした。 　農業委員会の点検結果については、「所有者の意向を確認しており、目標は達成できた。令和５年度の新規参入者の経営類型はブロイラーであり農地を必要としなかった。」としています。 「２最適化活動の活動目標」について説明します。 「（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標」については、１人あたりの活動日数を１ヶ月に６日としています。 「（２）活動強化月間の設定」の「①目標」及び「②実績」については、活動強化月間の設定回数を農家相談を２回開催する１２月、１月、２月の３回に設定し、下段の表に記載してありますように、計画通りの実績を上げることができたと考えています。 「（３）新規参入相談会への参加」について説明しますので、６ページをご覧ください。 「①目標」については、新規参入相談会への参加回数を１年間に開催される農家相談の回数となる１５回、「②実績」については、新規参入者にかかる農地の貸借に関する相談が１件ありましたので、新規参入相談会への参加回数を１回、目標の達成状況の評語を「目標に対して期待を上回る結果が得られた」としています。 「推進委員等の点検・評価結果」はご覧のとおりとなりますが、ここに記載されている数字については、年間の活動記録、担い手への農地の利用集積の状況などから算定したものとなっています。 「Ⅲ事務の実施状況」について説明しますので、７ページをご覧ください。 「１総会、部会の開催実績」については、一覧表のとおり総会を毎月１回、農地部会及び農政部会を必要の都度開催しているとしています。 「２農地法第３条に基づく許可事務」については、令和５年度１年間の処理件数が３４件、うち許可が３４件、標準処理期間が申請書受理から２１日、処理期間（平均）が２１日となっています。 「３農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）」については、令和５年度１年間の処理件数が２３件、うち許可相当が２３件、うち不許可相当が０件、標準処理期間が申請書受理から４２日、処理期間（平均）が４２日となっています。 「４違反転用への対応」については、令和５年度１年間に違反転用の実績がなかったことから、年度末時点の違反転用面積、違反転用解消面積ともに０ｈａとしています。

	違反転用解消のために実施した活動内容については、「農業委員、農地利用最適化推進委員が随時農地パトロールを実施し、早期発見と解消に努めた。農地転用の許可制度について周知啓発を図るため、町ホームページに記事を掲載したほか、役場庁舎にポスターを掲示した。」としています。 議案の説明については以上となりますが、本委員会の承認が得られた際には町ホームページでの公表を予定しています。以上です。
議長	事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。 （久米委員より挙手あり）
久米委員	資料の中に掲載されている管内の農地面積が、「２，７４０ｈａ」となっているものと「２，６８０ｈａ」となっているものがあるのはどうしてでしょうか。
事務局	「２，７４０ｈａ」という数値は、資料２ページの下段に掲載されている「耕地面積」の表に基づいているもので、令和４年度中に統計を取った令和５年４月１日時点での面積となっています。 一方で「２，６８０ｈａ」という数値は、令和５年度の実績に基づいた令和６年３月３１日時点での面積となっていますので、こちらの面積の方が最新の数値ということになります。 このように、集計に用いたデータによって面積の数値が二通りあるわけですが、「現状」や「目標」に関連する数値を算出する場合には、年度当初時点でのデータとなる「２，７４０ｈａ」を使用し、「実績」に関連する数値を算出する場合には、年度末時点でのデータとなる「２，６８０ｈａ」使用するといったように、集積率等を算出する項目ごとに農地面積を使い分けています。
久米委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。 （中本委員より挙手あり）
中本委員	４ページの「③実績」「ア既存遊休農地の解消」について質問します。「ｂ黄区分の遊休農地の解消」の表に、「農用地区域外：多目的用途の利用への誘導」と記載してありますが、多目的用途とは具体的にどういったものがあるのでしょうか。
事務局	琴浦町内で行われている場所はありませんので、かなり困難だと感じていますが、多目的用途には放牧地や養蜂地などが該当すると考えています。
中本委員	分かりました。
議長	その他に何か質問等はありませんか。 （質問等無し） 質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りた

	いと思います。 （挙手多数） 　賛成多数ということですので、原案どおり承認することと決定いたします。 　その他に移りたいと思います。農家相談の報告についてですが、６月４日に行われた農家相談の報告を幅田委員にお願いします。
幅田委員	（農家相談１件報告）
議長	こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。 　無いようですので、以上を持ちまして令和６年度 第３回琴浦町農業委員会総会を終了します。